

令和 7 年度 西都市入札参加資格審査申請書提出要領 《測量・建設コンサル等》追加受付

令和 7 年度に西都市が発注する測量・建設コンサルタント等の競争入札に参加を希望される方は、次の要領により申請書を提出してください。

1. 【申請者の資格】 希望業種について、法律等による登録を受けている者。
2. 【提出期間】 令和 7 年 1 月 6 日（月）～令和 7 年 2 月 28 日（金）ただし、土、日、祝日は除く。
3. 【受付時間】 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
4. 【提出場所】 西都市役所 財政課 契約管財係（本庁舎 3 階） 郵送（**最終日必着**）または持参
5. 【提出方法】 A 4 フラットファイラー S（色-**黄**）に綴り、表紙及び背表紙に社名を明記してください。
6. 【資格認定日】 令和 7 年 4 月 1 日
7. 【有効期間】 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（1 年間）
8. 【提出書類】 ●は必須提出、○は該当すれば提出

※委任先が西都市内の場合は市内事業者、宮崎県内の場合は県内事業者となります。

No.	書類の名称	様式等	市内 事業者	県内 事業者	県外 事業者
1	提出書類総括表	市様式	●	●	●
2	入札参加資格審査申請書	市・県・中央公契連統一様式	●	●	●
3	内容一覧表 No.1・No.2	市様式※ a	●	●	●
4	役員一覧表	市様式※ b	○	○	○
5	営業所一覧表	市様式又は貴社様式可	●	●	●

6	技術者経歴書	市様式又は貴社様式可	●	●	●
7	技術者資格証等	写し可※f	●	●	●
8	測量等実績調書（R5.4月以降の官公庁分）	市様式又は貴社様式可	○	○	○
9	経営規模等総括表	市様式又は貴社様式可	●	●	●
10	登録の証明書	写し可	●	●	●
11	財務諸表【法人】	直近1年分	○	○	○
12	確定申告書に添付した青色申告書決算書・収支内訳書【個人】	直近1年分	○	○	○
13	I S O登録証	写し可	○	○	○
14	年間委任状	市様式又は貴社様式可	○	○	○
15	社会保険料納付書（領収印のあるもの） 又は社会保険料納付状況報告書	写し可 市様式	●	●	●
16	特別徴収の領収証書 又は個人住民税の特別徴収実施確認書	写し可 市様式※c	●	●	
17	市税（完納）証明書 ※代表者及び事業所分	原本※d	●		
18	都道府県税納税（完納）証明書	写し可※d	●	●	●
19	法人税、消費税及び地方消費税納税証明書（その3の3・個人事業所はその3の2）	写し可※d	●	●	●
20	営業所に関する届出書	市様式※e	○		
21	営業所の位置図・営業所の看板等が写った外観写真・事務所内が写った内観写真	任意様式※e	○		
22	現況報告書の写し（5～11）	写し※f	●	●	●
23	電子入札導入スケジュールについて	市内事業者のみ確認 提出の必要はなし			

9. 【提出書類の留意事項】

※a 2が中央公契連統一様式の場合は、3の内容一覧表No.2は不要です。ただし、No.1については必ず添付をしてください。

※b 4については市様式にて提出してください。

※c 16の個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書は事業所のある市町村の税務課で必ず証明をもらってください。

※d 17、18、19については、申請日3ヵ月以内に発行したものを有効とします。

18は委任先のものがが必要です。

※e 20、21は西都市内に本店以外の支店等を有する方で、西都市法人市民税を課税されている方のみ提出してください。西都市内に本店を有する事業者は提出不要です。

提出された書類に基づき、営業活動の実態がないと疑われる業者に対して、抜き打ちで現地調査を行う場合があります。本調査において、当市の調査を妨害したり、調査の結果、一般的に想定される営業所としての要件（※１）を満たしていないことが判明した場合には、「市内業者」としての認定を行わず、当該業者の本店所在地により「県内業者」または「県外業者」として認定を行います。また、入札参加資格審査申請書への虚偽記載と判断された場合には、入札参加資格そのものの認定を取消す場合もありますので十分にご注意ください。

※１ 一般的に想定される営業所としての要件とは

- ① 入札に係る契約を単体で締結する能力を有していること
- ② 単体で業を営むに当たり、当然に必要とされる外観及び設備を有していること
- ③ 業務履行中のトラブルにすぐに対処する体制が整っていること 等

※f 現況報告書がない業種については、原則としてすべての技術者分の資格証の写しが必要です。但し、資格者の人数が膨大である場合は、西都市と契約を締結する際に配置が想定されうる技術者の資格証の写しを添付してください。

※ 建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントについては、各登録規定に定める現況報告書の写しをもって５～１１までの書類にかえることができます。現況報告書がない業種の登録を同時に希望する場合は別途５～１１の種類提出が必要です。

例 建築士事務所と建設コンサルタントを希望→建設コンサルタントについては現況報告書の写しで５～１１までの書類にかえることができますが、建築士事務所については別途５～１１の書類添付が必要です。

【注意事項】

- 受付票は用意しておりません。申請者にて用意してください。また、郵送にて申請を行い、受付票の返信が必要な場合は返信用封筒を添付してください。受付票、返信用封筒の添付がない場合は、受付票の送付は行いませんのでご注意ください。
- 提出前に必ず不備がないか確認してください。不備がある場合は個別に連絡しますが、令和７年３月３１日（月）までに不備が解消されない場合は受付及び資格の認定は行いません。